

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局
別府重度障害者センター利用に関するサービス重要事項説明書
就労移行支援

このサービス重要事項説明書は、センターとサービス利用契約の締結を希望される方に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（大分県条例第63号）」に基づき、センターの概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

目 次

1. 利用施設の概要
2. 施設・設備の概要
3. 組織と勤務体制について
4. 就労移行支援サービスの内容
5. 利用料及び支払い方法
6. 個人情報保護
7. 苦情の受付について
8. 障害者虐待の防止について
9. 通所で就労移行支援を利用する方へ
10. 実習生の受け入れ
11. 契約の終了
12. 福祉サービス第三者評価の実施状況

この重要事項説明書は、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターのサービスについて、契約を交わす前に知っておいていただきたい内容を説明しているものです。事前にご一読いただきますよう、お願いいたします。

なお、契約日当日あらためてご説明いたしますが、ご質問がございましたら下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先 国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局 別府重度障害者センター 支援課
〒874-0904 大分県別府市南莊園町2組
電話番号 0977-21-0182（支援課直通）
FAX 0977-21-2794
メールアドレス：soudan-beppu@mhlw.go.jp

国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局 別府重度障害者センター

1. 利用施設の概要

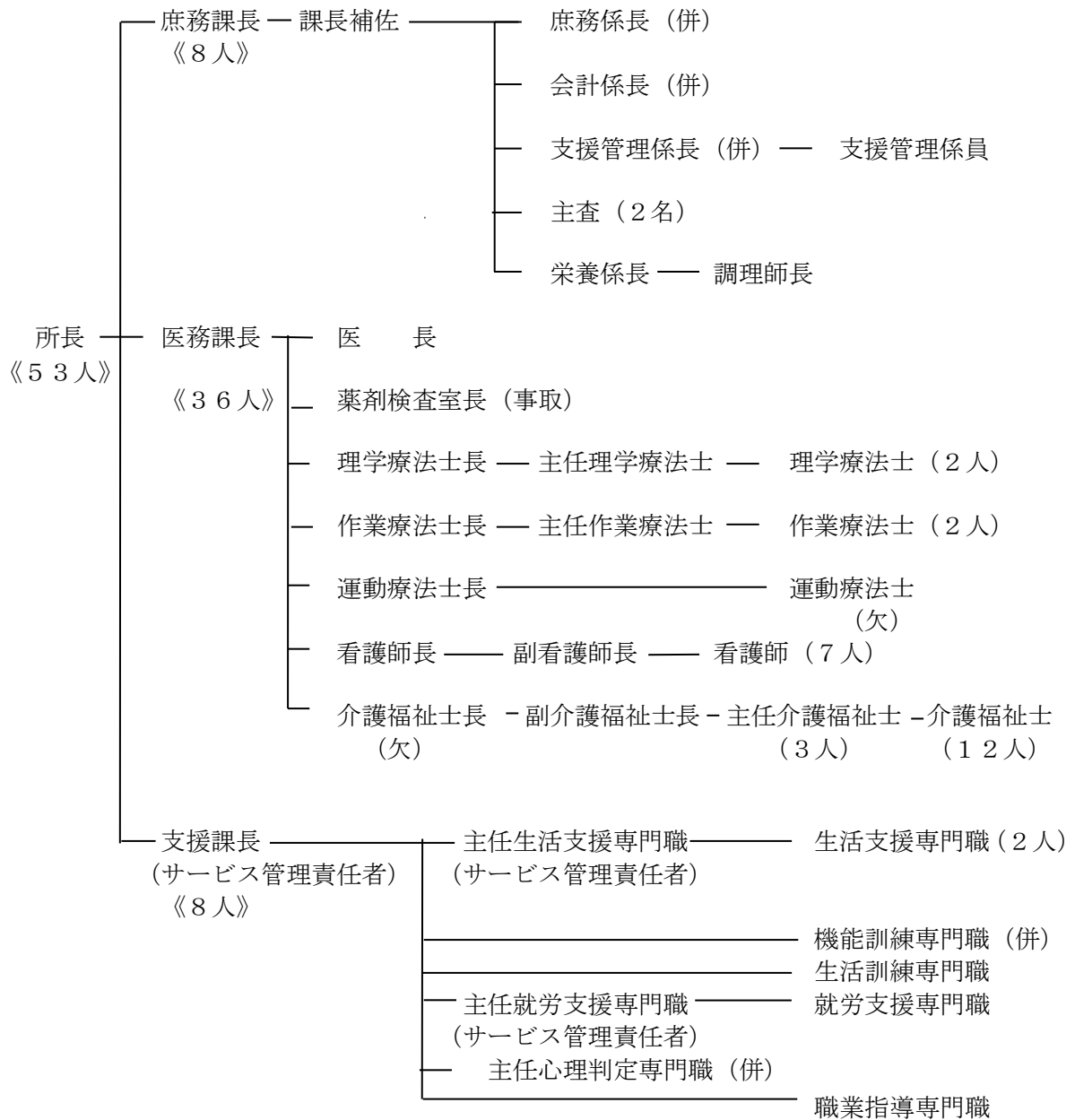
名 称	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 別府重度障害者センター
所 在 地	〒874-0904 大分県別府市南荘園町2組
電 話 番 号	0977-21-0181
所 長	下山 敬寛
施設の種類	障害者支援施設
施設の目的	重度の肢体不自由者（身体障害）に対して、医師の指示に基づき施設障害福祉サービスを提供することを目的としています。
施設の基本方針	障害者基本法、社会福祉法等の基本理念に基づき、利用者の基本的人権の尊重、利用者主体のサービスの提供及び利用者の社会の一員としての活動への参加の支援等に努めます。
沿 革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和27年11月1日国立別府保養所として開所 (昭和39年4月1日「国立別府重度障害者センター」に名称変更) ・平成18年10月1日 障害者支援施設として大分県から指定を受ける。 ・平成22年4月1日 「国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 別府重度障害者センター」に名称変更
定員	就労移行支援 6名
営業日 サービス提供 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援 月曜日から金曜日（9時から17時まで） ただし、次の日を除きます。 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・毎年12月29日から翌年1月3日まで ・その他、所長が休業と認めた日

2. 施設・設備の概要

施設設備の種類	室数等	備 考
●居室	28室	居住棟1、2階。7室を1つの寮とし、4つの寮を配置。個室はありません。
通所者控え室	1室	居住棟2階
食堂	1室	バランスやマイスプーン等の食事支援器具設置
●浴室	1ヶ所	介護浴室1ヶ所（介護浴機器3機設置）
●自立浴室	5ヶ所	入浴動作自立者用
●洗面所	4ヶ所	各寮に設置
障害者用トイレ	10ヶ所	各寮に1～2ヶ所、ラウンジ、作業療法室に設置 高床式トイレ及び洋式トイレの設備 ※通所利用の方は、ラウンジ又は作業療法室のトイレを使用してください。
リハビリテーション訓練室	5室	理学療法室、作業療法室、自動車関連動作訓練室 社会参加訓練、調理実習室
就労移行関連室	2室	就労移行支援室、講義室
体育館	1ヶ所	冷暖房設備
診療関連室	8室	診療室、薬剤保管室、医局、検査室、歯科治療室 レントゲン室、滅菌材料室、災害薬品庫
●安静室	2室	居住棟1F
●モデルルーム	1室	機能回復訓練棟1階。住居を想定した設備で、介護体験等で利用
集会室	1室	厚生棟2階
クラブ室	1室	厚生棟2階
●マイコン室	1室	厚生棟2階
談話コーナー	2ヶ所	ラウンジ、集会室
相談室	2室	支援課面接室及び住宅改造相談室
研修室	2室	治療棟2F
自動販売機	2機	管理棟ロビー、厚生棟2F
公衆電話機	1台	玄関ロータリー横

※●印は、施設入所支援を利用している方のみ使用可能です。通所利用の方は使用できません。

3. 組織と勤務体制について



(注1) 常勤職員の他に非常勤職員を配置しています。

職員は原則として8時30分から17時15分までの勤務ですが、以下の職員は交替制勤務です。

職 種	勤 務 体 制
看 護 師	深夜勤 16:30 ~ 9:30 1名
	日勤 8:30 ~ 17:00 2~3名
	早出 7:00 ~ 15:30 1名 (日曜日を除く)
	遅出 13:30 ~ 22:00 1名
	13:00 ~ 21:30(日曜日)
介護福祉士	深夜勤 16:30 ~ 9:30 2名
	日勤 8:30 ~ 17:00 4~5名
	早出 7:00 ~ 15:30 1名
	遅出 11:30 ~ 20:00 1名
警 備 員	【月~金】 17:00 ~ 8:30 1名
	【土・日、祝祭日】 24時間 1名

(注1) 警備員は外部委託しています。

4. 就労移行支援サービスの内容

当センターでは、就労移行支援を希望する利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 個別支援計画の策定

① 利用開始時の個別支援計画書の手交

利用開始日からオリエンテーションや、初期評価期間（初期評価に基づく個別支援計画書が作成されるまでの間）においては、利用相談時の面接や聞き取り等に基づいて作成した個別支援計画書（利用開始時）で支援を行います。

なお、利用開始日に「個別支援計画書（利用開始時）」により説明し、利用者の同意を得て支援を開始します。

② 個別支援計画の作成

各部門での面接や評価結果に基づき、利用期間や支援内容並びに訓練プログラム等について個別支援計画を作成し、個別支援計画書により利用者の同意を得ます。

③ 個別支援計画の見直し

個別支援計画は、終了までの間3ヶ月毎若しくは必要に応じて見直しを行います。

(2) 提供するサービス

① 訓練の時間

毎週月曜日から金曜日（祝日等を除く）は、9時00分から昼食・休憩時間を除く

16時40分までです。

② 訓練

パソコンを使った一般就労（在宅就労含む）を目標に、訓練・支援を行います。ご本人の状況や適性に応じ、就労に必要な技能の習得から職業生活に必要な対人技能の向上も含めた訓練等を提供し、就労の実現を目指します。

ア 職業訓練

パソコンの基本操作及び Microsoft Office ソフト（Word、Excel、Power Point）等に関する就労に必要な知識や技能の習得訓練を行います。

イ 就労準備訓練

（ア）職場に必要なマナーや履歴書の書き方、面接対応等、就職に必要な基礎的な力を身につけるための就活訓練を行います。

（イ）就労を想定した幅広い技能の習得や自己管理能力等の向上を図り、円滑な就労につなげるための模擬職場訓練を行います。

（ウ）就労に向けて、社会資源に関する情報収集や利用調整力等を身につけるための地域移行訓練を行います。

（エ）障害状況及び医療、栄養管理等に関する自己理解を深め、他者へ適切に説明できる力を身につけるため、健康管理能力を高める訓練を行います。

ウ 職場見学及び実習

就労に必要な知識の習得や円滑な就労を目標に、職場見学や実習の機会を提供します。

エ 就労マッチング支援

職場開拓や、事業所と利用者とのマッチング支援を行います。

オ 就労相談及び進路支援

（ア）ハローワークや他の就労関係機関等と連携し、就労に向けた支援を行います。

（イ）求職活動や企業の見学等に関する支援を行います。

カ 職場定着支援及び後支援

就労関係機関と連携しながら、ご本人、雇用先双方の支援を行うことにより、職場定着に関する支援を行います。

訓練終了後も一定期間、職場環境の調整、日常生活相談、技術支援等の後支援を行います。

キ 学習支援

必要に応じて就労及び社会生活上必要とされる基礎学力向上のための学習支援を行います。

ク 理学療法

機能維持を目的として訓練を行います。

また、車椅子等の各種補装具の採型・適合調整等も一部行います。

ケ 作業療法

機能維持を目的として訓練を行います。

また、当センター終了後の生活に必要な住宅整備相談及び支援も行います。

コ スポーツ訓練

機能維持を目的として訓練を行います。

また、希望に応じて、終了後の生涯スポーツ導入に係わる支援も行います。

サ その他の支援

セレクトティブ・ワーク（訓練やクラブ活動等を自主的に選択）の時間を設けています。この時間を利用して、会社見学、住宅改修相談など通常の訓練時間内での対応が難しい支援を行っています。

③ 食事の提供

希望する方に対して、昼食のみを提供します。

昼食 12時00分～12時30分

場所 食堂

※ご自身で昼食を用意された場合は、ラウンジ又は通所者控え室での喫食となります。

④ 健康管理

○必要に応じてバイタルチェック等を行います。

○通所の方は、通院している病院の主治医による医学的管理が原則ですが、緊急の医療対応が必要となった場合は必要な支援を行います。

○利用者の体調の急変時には、本人の了解なくご家族等に連絡しますので、緊急連絡先の登録をお願いします。

⑤ 相談・社会的支援

ア 個別支援

個別支援計画に基づいたサービス提供について、サービス管理責任者のもと、訓練進捗状況を確認していくとともに、関係機関・家族との連絡調整等の支援並びに利用者に関わる様々な情報提供を含めた相談・支援を行います。

イ グループ支援

車いすバスケットボール等のクラブ活動や文化祭等のセンター行事、ホームルームなどのグループ活動への参加を通して、利用者の相互交流等が図られるように支援を行います。

5. 利用料及び支払い方法

- (1) 就労移行支援に係る利用料は、厚生労働大臣が定める基準に基づき市区町村が決定した負担額となります。
- (2) 利用料の他に、給食サービスを利用する場合には、利用実績に応じて算定した実費相当の額を負担していただきます。実費相当の単価は毎年7月に見直しをすることになっていきますので金額を変更した場合は別途お知らせします。
令和5年7月1日現在の金額は以下のとおりです。
昼食は、一食502円です。食事提供体制加算該当者の場合、202円になります。
- (3) 当センターが提供したサービスの実績については、翌月の初めに、前月分の内容を記載したサービス実績表の確認をしていただきます。
- (4) 所得が少ない方には負担額の軽減措置がありますので、詳しくは市区町村にご相談ください。また、年度の途中で収入の著しい変動があった場合は、利用料の見直しができる場合がありますので、市区町村もしくは支援課まで相談してください。
- (5) 支払いについては、毎月納入告知書（請求書）を送付又は手渡しますので、次のいずれかの方法で、納入告知書に記載されている期日までにお支払いをお願いします。支払い期日を過ぎた場合は、翌日から延滞金が発生します。

〈当センター内での支払い〉

○当センターの庶務課にて支払うことができます。

〈金融機関での支払い〉

○全国の銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行の本店又は支店で支払うことができます。

※金融機関からの自動引き落としはできません。

(6) 次の項目は利用料に含まれていませんので自己負担となります。

- ① 当センター内の自動販売機等の利用
- ② 医療機関での受診
- ③ 各種検定試験の受験料等
- ④ 医師が作成する各種診断書類（紹介状を除く）
- ⑤ その他、利用者の個人的なもの

6. 個人情報保護

当センターがサービス提供を行うに当たり、利用者個人を特定できる情報は、ご本

人の承諾がある場合を除いて、サービス提供以外の目的での使用並びに関係者以外への開示は行いません。

ただし、サービスを円滑に実施するため他のサービス事業者等との情報共有が必要な場合、情報提供を行うことがあります。個人情報の使用については「個人情報使用同意書」に基づき利用者への説明と同意を得た上で使用します。他の法律等の規定による開示命令、届け出義務が生じた場合も同様に情報提供を行います。

また、利用者ご本人から自身の個人情報の開示を請求することができます。

7. 苦情の受付について

(1) 当センターにおける苦情の受付

当センターを利用する中で、不満や苦情がある場合、苦情を申し立てることができます。苦情の受付職員は以下のとおりであり、当センター苦情解決委員会（責任者：所長）で解決に向けて対応します。なお、苦情受付担当者に相談しづらい場合は、相談しやすい職員にご相談ください。相談することによって不利益な取り扱いを受けることはありません。

○苦情受付担当者

氏 名	所 属 部 署
さ とう とも はる 佐 藤 智 治	庶務課 庶務課長補佐
とく なが ひ ろ こ 徳 永 ひ ろ こ	医務課 看護師長
ひがし とよ かず 東 豊 能	医務課 副介護福祉士長
あさ の けい じ 浅 野 圭 司	医務課 理学療法士長
なか やま しゅう じ 中 山 修 司	支援課 主任就労支援専門職

(2) 第三者委員による苦情の受付

当センター苦情解決委員会では、外部の方に第三者委員を委嘱していますので、苦情受付担当者だけではなく、第三者委員にも苦情解決依頼ができます。

なお、利用者のご意見をお寄せいただくため、正面玄関及びラウンジに意見箱を設置しています。

○第三者委員

氏 名	電話番号	備 考
ひよりやすよ 日和恭世	0977-86-6694	別府大学 文学部 人間関係学科 准教授
ひめのよしあき 姫野善昭	0977-23-0838	南荘園町自治会長

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

当センター内に設置されている苦情解決委員会や第三者委員だけではなく、以下の行政機関のほか、利用者の支給決定市町村（〇〇さんの場合は〇〇市〇〇課）等に苦情解決を依頼することもできます。

社会福祉法人大分県社会福祉協議会内 大分県福祉サービス運営適正化委員会	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館内 電話番号 097-558-0300
大分県障害者社会参加推進センター 障害者110番	〒870-0907 大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館内 電話番号 097-558-7005

8. 障害者虐待の防止について

障害者虐待防止法の施行に伴い、当センターでは虐待防止委員会（責任者：所長）を置き、虐待防止に十分注意しながらサービス提供を行っています。当センターでは、通常業務において身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」といいます。）を行っていませんが、下記の① ② ③ 全てを満たす場合に必要最小限の身体拘束等を行う場合があります。その場合は、ご本人やご家族に対し、あらかじめ説明を行い、同意を得ることとします。

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する手段がない場合
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

なお、当センターが行う次の行為については、利用者の安全確保や活動性を高めるための対応策となっているため、身体拘束等には該当しません。

- ・安全確保（落車防止等）のため体幹ベルトを使用すること

※体幹ベルトは、道路交通法で義務化されているシートベルトの一部と見なされるため、自動車への乗車時は必須となります。

- ・安全確保（転落防止等）のため全周ベッド柵を使用すること
- ・安全確保（安全で効率的な介助）のため車いすをベッドから離すこと
- ・安全確保（痙性による転落防止等）のため抑制帯（身体とベッド柵をつなぐもの）等を使用すること

9. 通所で就労移行支援を利用する方へ

日常生活上の規則等を守って利用していただきます。規則違反等により他者に迷惑が及ぶ場合は厳重注意や利用契約解除となる場合がありますのでご注意ください。

(1) 日課時限について

以下の日課時限を守り、プログラムに基づいて訓練を受けてください。

- | | |
|------------|-----------------------|
| ・ 1 限 | 9 : 0 0 ~ 1 0 : 2 0 |
| ・ 入浴（介護入浴） | 9 : 2 0 ~ 1 6 : 4 0 |
| ・ 2 限 | 1 0 : 4 0 ~ 1 2 : 0 0 |
| ・ 昼 食 | 1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0 |
| ・ 3 限 | 1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0 |
| ・ 4 限 | 1 4 : 2 0 ~ 1 5 : 2 0 |
| ・ 5 限 | 1 5 : 4 0 ~ 1 6 : 4 0 |
| ・ 訓練終了 | 1 6 : 4 0 |

※通所者は、原則として訓練終了後は、速やかに帰宅してください。

(2) 留意事項

① 飲酒について

当センター内での飲酒は原則としてできません。

② 喫煙について

通所の方は当センター敷地内での喫煙はできません。喫煙場所（2ヶ所）は施設入所支援（宿舎等）を利用する方専用です。

③ その他

ア 通所者控え室及び共同で使用する場所は常に清潔を保ち、整理整頓に努めてください。

イ 服装は、常に清潔を保ってください。

ウ 男女交際は、互いに節度を守ってください。

エ 原則として、宿舎エリアに立ち入らないでください。また、原則として訓練日以外に当センターの設備等を利用することはできません。訓練日以外に他の利用

者との面会等を希望する場合は、正面玄関（受付）で施設管理上必要な所定の手続きや確認等を行った上で取り次ぎます。

オ 利用者間において物品の売買や金銭の貸し借りはしないでください。

カ 他の利用者の迷惑となる行為をしないでください。

キ 利用者が、故意又は重大な過失により当センターの設備又は備品を損傷若しくは紛失した際は、弁償していただく場合があります。

ク 送迎サービスは、緊急時に帰宅対応等をする場合を除いて対応していません。

ケ 通所者に対して、緊急時等の対応を除いて入浴や排便の介護、介助は行いません。

10. 実習生の受け入れ

センターでは、福祉に携わる方々の人材育成のため実習生等を積極的に受け入れています。そのため、利用開始後、利用者の生活や訓練等において、実習生が職員とともに支援にかかわる場合がありますが、ご協力をお願いします。

なお、実習に当たっては、職員同様、利用者に関する個人情報漏洩しないよう、実習責任者が適切に指導を行います。

11. 契約の終了

以下に該当するに至った場合には、当センターとの契約は終了となります。

- ・ 利用者が死亡した場合
- ・ 施設がやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ・ 施設の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ・ 契約が解約又は解除された場合
- ・ 契約期間が満了した場合（ただし、満了前に本契約更新の手続きが取られた場合は除きます。）

12. 福祉サービス第三者評価の実施状況

当センターでは、より質の高いサービスの提供を目指すために、提供しているサービスの状況を外部の公正・中立な評価機関から専門的かつ客観的に評価していただく、福祉サービス第三者評価を受審しています。直近の受審状況は以下のとおりです。

(1) 評価機関 福祉サービス評価センターおおいた

(2) 評価実施日 令和5年10月24日

(3) 評価結果の開示状況

①当センターホームページ 福祉サービス第三者評価結果 令和5年度 (PDF
ファイル)

<http://www.rehab.go.jp/beppu/evaluation/evaluationR5.pdf>

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 別府重度障害者センターのサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

なお、上記の重要事項説明を証するため、本書2通を作成し、利用者、当センター説明者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

施設名：国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局 別府重度障害者センター

説明者職名：サービス管理責任者

氏名： 印

私は、本書面に基づいて貴センターから重要事項の説明を受け、国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 別府重度障害者センターのサービスの提供に同意しました。

利用者氏名： 印

代筆者氏名： 印
(続柄)

※利用者が未成年の場合

保護者氏名： 印
(続柄)